

第6章 医療

1 病院・クリニック

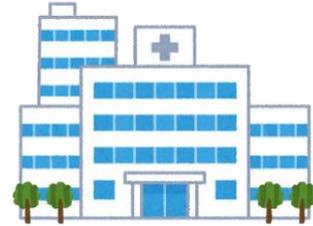
日本には病院、クリニックなどがあります。

かぜや軽いけがをしたときは、クリニックに行きましょう。重い病気やけがのときは、病院に行きましょう。

日本語が話せない人は、国際交流プラザの「外国人住民相談窓口」に相談してみてください。国際交流プラザの「外国人住民相談窓口」(P1)をみてください。

1-1 受診科目 (病気やけがの内容)

- 内科 かぜや内臓の病気を治します。
- 外科 けがを治したり、手術をしたりします。
- 小児科 赤ちゃんや子どもの病気を治します。
- 整形外科 骨、関節、筋肉などを治します。
- 眼科 目の病気を治したり、検査をします。
- 歯科 歯を治します。
- 産婦人科 女性だけの病気を治したり、赤ちゃんを産んだりします。



1-2 病気になってしまったら

- 外国語の医療案内
兵庫県医療機関情報システム
外国語で対応できる病院を探します。



- NPO法人 AMDA国際医療情報センター ☎03-6233-9266
(祝日・年末年始は休み 10:00~16:00) 相談料は無料(0円)です。

げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
えいご 英語	えいご 英語	えいご 英語	えいご 英語	えいご 英語
かんこくご 韓国語	ちゅうごくご 中国語	すぺいんご スペイン語	ちゅうごくご 中国語	ぼるとがるご ポルトガル語
ふいりびんご フィリピン語	たいご タイ語	べとなむご ベトナム語		べとなむご ベトナム語



- 多文化共生センターひょうご ☎078-453-7440
多言語版救急時情報収集シート



2 医療保険

日本に住む人は国籍に関係なく自分の「医療保険」に加入します。これは本人しか使えません。けがや病気で病院に行ったときのために、みんなでお金を出します。病院に行ったときに自分で払うお金が少なくなります。残りのお金は保険から出ます。

「医療保険」には、会社や事業所などの経営者や、そこに働いている人が加入する「健康保険」と、自営業の人や留学生を含む働いていないの人などが加入する「国民健康保険」、75歳以上の人が加入する「後期高齢者医療制度」があります。

三木市役所 保険年金課 ☎0794-82-2000

吉川支所 健康福祉課 ☎0794-72-2210

三木市役所 税務課 ☎0794-82-2000

2-1 会社などの健康保険

1週間に20時間以上働いて、毎月の給料が88,000円以上などの条件に合う人は、会社などの健康保険に入ります。

健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

健康保険に入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

○ 保険料

会社が給料から引いて払います。

○ 病院で払うお金

・0歳から18歳までは、無料（0円）です。

子ども医療費助成（P25）を見てください。

・70歳より若い人は30%

・70歳から74歳の方は20%（給料などの所得が多い人は30%）

2-2 国民健康保険

会社などの健康保険に入っていない人で、75歳より若い人は国民健康保険に入ります。

3か月より長く日本にいる外国人住民も入ります。「特定活動」の医療滞在のため、在留資格など特別な資格を持っている人は、入れません。

- 保険に入る手続き
 - ・市役所の保険年金課で申し込みます。
 - ・引っ越ししたり、仕事を始めたら保険年金課に連絡します。

- 保険料
 - ・毎月払う保険料は、家族の数や所得などで違います。
 - ・市役所に家族の分をまとめて払います。
 - ・特別な理由があつて、保険料を安くしてほしいときは、市役所の税務課に相談してください。

- 病院で払うお金
 - ・0歳から18歳までは、無料（0円）です。
 - ・子ども医療費助成（P25）を見てください。
 - ・70歳より若い人は30%
 - ・70歳から74歳の人は20%（給料などの所得が多い人は30%）

2-3 後期高齢者医療制度

75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に入ります。

3か月より長く日本にいる外国人住民も入ります。「特定活動」の医療滞在のため、在留資格など特別な資格を持っている人は、入れません。

75歳になれば、市役所の保険年金課から「資格確認書」が届きます。

前に入っていた健康保険は使えません。

- 保険料
 - ・保険料は所得などで違います。
 - ・市役所に自分で払います。

- 病院で払うお金
 - ・10%
 - ・給料などの所得が多い人は20%または30%